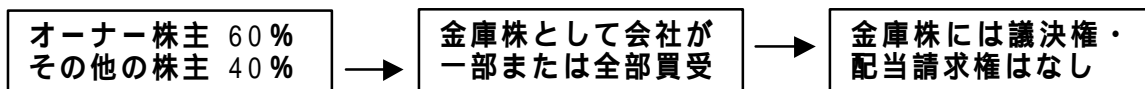


事業承継対策に用いる金庫株

昨年の商法改正で、自己株式の取得・保有が配当可能利益の範囲で自由になりました。株式が分散している会社などでは、次世代への事業承継に金庫株の活用が有効です。

< 金庫株活用の一例 >



オーナーのメリット	会社のメリット	オーナー以外の株主のメリット
実質的株式所有比率の上昇	配当負担の減少 ROEの改善 乗っ取り防止	非公開会社の場合、一般株主にとっては、通常困難な株式の換金が可能

オーナーの株式所有比率が高くなれば、経営権もより強固なものとなり、次世代への事業承継がスムーズになります。

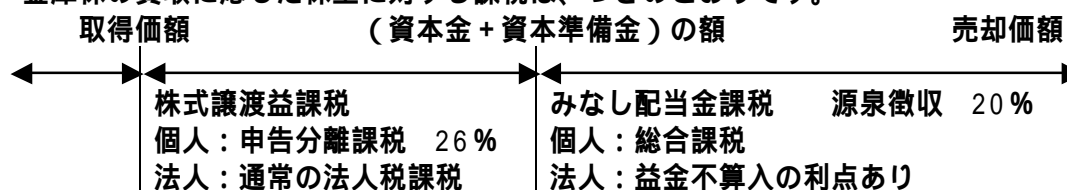
将来、金庫株を、オーナー・次世代者が購入すれば、効果はさらに高まります。

< 商法上の金庫株の取得要件 >

- 取得総額は配当可能利益の範囲内
配当可能利益：貸借対照表 資本の部合計 - (資本金 + 法定準備金 + 繰延費用で法定準備金を超える額)
- 非公開会社の場合は、定時総会で特別決議。
- 公開会社の場合は市場買付・公開買付が原則。
定時総会で普通決議。買取者を特定する相対取引は、特別決議により可能。

< 税務上のとり扱い >

金庫株の買取に応じた株主に対する課税は、つぎのとおりです。



- 公開会社の市場買付・公開買付の場合、個人株主は、みなし配当金課税はなく、一般の株式譲渡益課税となります。1.05%の源泉分離課税を選択できます。
法人株主は、市場買付の場合のみ、一般の株式譲渡益課税となります。
- 金庫株の買取に応じなかった株主には、課税関係はありません。

お見逃しなく！

- 金庫株の買取に応じる場合の売却価額は、時価が原則です。
- 従来、譲渡制限のある非公開株式の相続による譲渡株数の上限は、発行済株式の20%でしたが、改正により「配当可能利益以下」となりました。
- 相続した株式を金庫株として譲渡する場合、みなし配当金課税では、相続税額の取得費加算がない点に留意する必要があります。